景品関係

一、株式会社葵丸進に対する件

昭和四十六年（排）第二十四号

排除命令

東京都台東区浅草一丁目四番四号
株式会社　葵丸進
右代表者　代表取締役　渡辺晃佑

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社葵丸進は、「開店二十五周年記念謝恩ジャンボクイズ」と称し、昭和四十六年二月一日から昭和四十七年一月三十一日までを期間とする懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類の提供を実施してはならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、

(一)　景品類の価額の最高額が、当該懸賞に係る取引価額が五万円未満のときは、取引価額の二十倍または一万円のうちい

ずれか低い額をこえるもの

(二) 景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるもの

を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項の企画が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反するため、当該企画に基づく景品類の提供を実施しない旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五　同社は、前項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社葵丸進（以下「葵丸進」という。）は肩書地に本店を置き、飲食業を営む事業者である。

二　葵丸進は、「開店二十五周年記念謝恩ジャンボクイズ」と称し、昭和四十六年二月一日から昭和四十七年一月三十一日までの期間に、右本店において、飲食金額の多少にかかわらず飲食した者に対しクイズの応募用紙を与えて応募させ、また、クイズの問題をテレビジョンならびに同店の店内および店頭等に掲げたポスターに出題して官製ハガキで応募させ、正解者の中から二ケ月に一回抽せんを行ない、一回の抽せんでビクターカラーテレビC―四二九型（十五万八千円相当）を四十台、期間中二百四十台（総額三千七百九十二万円相当）を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、葵丸進における最低の取引価額は、香の物またはご飯の六十円であるが、通常葵丸進において単独で飲食される最低

の価額は、玉子丼の百五十円である。したがって、当該懸賞に係る取引の価額は、百五十円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、三千円である。よって、前記カラーテレビの価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、七億二千万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、千四百四十万円である。よって、前記景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、葵丸進の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

なお、葵丸進は、飲食した者に対しクイズの応募用紙を与え、この応募用紙による応募方法と官製ハガキによる応募方法とを併用しているが、このことは、前記告示備考第二項の規定により、本件に前記告示備考第一項第二号の規定を適用することを妨げるものではない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月九日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本橋徳男